

令和3年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆22番（真船和子君） 議長の御指示により、公明党を代表し、一般質問いたします。

初めに、健康福祉行政について2点質問いたします。

1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加の接種が12月1日から始まりました。発症予防などの効果を持続させるために行われ、対象は、2回目接種からおおむね8か月以上が経過した18歳以上の希望者全員となっております。

公明党は8月27日、官房長官に対して新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を提案するとともに、実施する際には、1回目、2回目と同様に無料で行うよう緊急要請をいたしました。10月12日の石井啓一幹事長衆院代表質問において、岸田首相より、全額公費負担で行うとの答弁を得ることができました。ワクチンの追加接種は、医療従事者から順次開始され、65歳以上の方々への接種は年明けから始まる予定であります。

3回目接種を行う際には、現場で混乱を生じさせないことが重要であります。この春、ワクチン接種事業がスタートいたしました当初は、ワクチン供給の遅れやネット申請の分かりにくさなどにより接種体制の構築に混乱があり、住民の皆様に不安を与えてしまったことは事実であります。これらのことを教訓に、3回目の接種については、住民の皆様丁寧に丁寧な説明と正しい情報の提供に努めていただき、円滑な接種体制を構築するための準備をしっかりと進めていただきたいと思います。

そこで、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に向けた本市の体制整備と具体的な取組内容についてお伺いいたします。

2点目に、HPVワクチン積極的勧奨再開に向けてお伺いいたします。

子宮頸がんなどの要因となるヒトパピローマウイルス感染症を予防するワクチンについて、厚生労働省は11月26日に、ワクチン接種の積極的勧奨を2022年4月から再開するよう各自治体へ通知をいたしました。

HPVワクチンは、国の2011年度からの基金事業を経て、2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の希望する女性に無料で接種を受けることができます。一方で、全身の痛みなどの報告が相次いだことから、厚労省は2013年6月より積極的勧奨を中止いたしました。この間、厚生労働省の専門部会は、国内外でHPVワクチンの安全性と効果について検証し、中止の要因となったような症状がワクチン非接種者にも起きることなどが報告され、今年10月1日、積極的勧奨を妨げる要素はないと結論づけ、約8年ぶりに積極的勧奨が正式再開することとなりました。

そこで、HPVワクチン積極的勧奨再開に向けて、本市の対応についてお伺いいたします。

次に、教育行政について。

SDGs教育についてお伺いいたします。

2020年10月26日に招集されました臨時国会にて、菅前首相は「我が国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と所信表明で伝えられて以来、気候変動対策等の展開が続き、2021年3月には地球温暖化対策の推進に関する

る法律の改正が閣議決定され、我が国として、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが法律に明記されました。

そして、教育行政では「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について」が、本年6月2日に各都道府県教育委員会教育長宛てに通知が出されております。この中では、国民一人一人のライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要であり、持続可能な社会のづくり手となることが期待される子どもたちが地球環境問題に理解を深め、環境を守るための行動を取ることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後さらに充実していくことの重要性が伝えられています。

そこで、この通知に対する本市教育委員会の見解と現状についてお伺いいたします。

最後に、地域問題について2点お伺いいたします。

1点目、あたご橋交差点について。

横断歩道の設置、右折矢印式信号機の設置など、警察との協議について進捗状況をお伺いいたします。

2点目、東習志野7丁目遊技場（パチンコ店）前歩道及び交差点について。

開発に伴い、事業者により実施されました歩道における安全対策の確認と、交差点における右折矢印式信号機への変更についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） それでは、真船議員の御質問に順次お答えしてまいります。

大きな2点目の教育行政については教育長が答弁いたします。

大きな1点目、健康福祉行政について、（1）新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えいたします。

初めに、1回目、2回目の接種の現状について御説明いたします。

本市におけます新型コロナワクチン接種につきましては、12月3日時点で接種対象者である12歳以上の市民の方の8割を超える方が既に2回目接種を終えております。なお、1回目接種につきましては9割近い方が接種を完了しており、先行していた自治体よりも接種率自体が高い割合でございます。

この接種につきましては、これまでに経験のない事案でありましたことから、当初は予約方法などで市民の皆様にご多大な御心労をおかけしたところでありますが、医療従事者の方、そして何より市民の皆様の御理解と御協力によりまして、今日、このような形となっております。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

これまでの主な取組といたしましては、65歳以上の高齢者に対しまして、接種日時、場所を指定する予約方式を導入したことや、接種会場に市庁舎を加えて接種枠を拡大するなど、随時改善を図ってまいりました。

次に、3回目接種の概要を申し上げますと、現在、国では追加接種、いわゆる3回目接種の方針を決定しております。この3回目接種は、対象を満18歳以上の方とし、2回目接種を完了した日から原則8か月以上経過した方とされており、現在までに自治体説明会が2回開催されたところでございます。説明会を受けまして、本市の3回目接種の準備及び体制の確保につきましては、まず、接種券につきましては、2回目接種した月から7か月後にお手

元に届くよう発送いたします。接種会場及び予約方法につきましては、1回目、2回目と同様に、市内実施医療機関及び特設会場での接種体制といたしまして、予約方法につきましても、電話、LINE、ウェブでの予約といたします。

そして、令和4年4月1日時点で65歳以上の高齢者に対しましては、前回実施した日時、会場を市で指定する方法を、希望者を確認した上で導入いたします。65歳以上の方には、接種券とともに同封されたはがきに必要事項を記入していただき返送していただき、それを受けまして市で指定通知を発送する形を考えております。

なお、3回目の接種については既に始まっておりまして、計画では令和4年9月30日までの予定であります。習志野市では、先ほど言いました2回目接種を完了した日からの計算でいきますと、12月は医療従事者、1月は医療従事者及び施設に入所されている高齢者、2月及び3月は65歳以上の高齢者、4月以降は64歳以下の方となり、7月に完了する計画でございます。

これまでに順次、接種開始に向けた接種対象者の抽出作業を終えまして、既に12月の接種対象者に対しましては11月18日に接種券を発送しておりまして、各医療機関で接種が開始されてるところでございます。

なお、本市の接種券で2回目接種をしなかった方、例えば、2回目接種後に本市の住民となった方や外国で接種を受けた方などは、接種記録が本市で確認できないことから発券ができません。このため、本市のコールセンターまたはワクチン推進本部までお問合せいただく必要がありますので、これらの周知も含めてしっかり図ってまいります。

今後も、3回目の接種を実施するに当たり、接種を希望する方々がスムーズに接種を受けられるよう努めてまいります。

続きまして、(2) HPVワクチン積極的勧奨の再開に向けてお答えいたします。

HPVとは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスのことをいまして、このヒトパピローマウイルス感染症の定期接種につきましては、平成25年4月1日に予防接種法の一部を改正する法律が施行され、定期予防接種として開始されました。しかし、国の厚生科学審議会で、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかとなり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたことを受けまして、平成25年6月14日付で、積極的勧奨をすべきではないと厚生労働省健康局長から勧告されたものでございます。このことを踏まえ、本市では予診票を送付することは中止いたしましたが、中学1年生の女子に定期予防接種の対象であるということをお知らせする通知は毎年行ってきました。

こうした中で、本年10月1日から、同審議会と薬事・食品衛生審議会の合同会議におきまして積極的勧奨の再開に向けた検討を開始し、11月15日に再開を了承しました。このことを受けまして、11月26日付の厚生労働省健康局長通知におきまして、積極的な勧奨の再開について、基本的に令和4年4月から順次実施することとされたところでございます。

本市といたしましても、令和4年4月から積極的な勧奨を実施してまいります。また、接種勧奨の中止によりまして接種機会を逃した方への公費による接種機会の提供等については、国の動向を注視してまいります。

続きまして、大きな2番目の教育行政については教育長が答弁いたします。

続きまして、大きな3点目、地域問題について、(1) あたご橋交差点についてお答えいたします。

あたご橋交差点につきましては、以前から複数の議員及び地元町会などから、交通渋滞、交差点内における車両の滞留や歩道橋の階段の改善要望がありまして、平成30年度には変則的な5差路から十字交差点に改良するなど、本市として実施可能な対策を講じてまいりました。その後、バリアフリーの観点から、歩行者が歩道橋を使用することなく、交差点内において平面的に各方向に移動できるような横断歩道の設置や車両の右折矢印式信号機の設置など、改善要望をいただいております。

これらの要望を受けまして、今年度は、交差点改良の設計業務を専門のコンサルタントに委託し、検討を進めております。検討内容といたしましては、交差点におけます横断歩道を2か所から4か所にした場合の車道及び歩道の改良、そして右折矢印式信号機の設置に係る右折レーンを設置した交差点改良に関することとございます。こうした検討を行った上で、令和3年11月5日に次の2点について千葉県警察本部と協議を行っております。

現時点での状況を申し上げますと、1点目は、4か所の横断歩道の設置についてであります。交差点の東西方向には、通学路としても利用されているスロープ状の歩道橋がございしますが、その下の路上には横断歩道の設置はできないが、南北方向に設置されている歩道橋を撤去した場合は、横断歩道を設置することは可能である。もう一度言いますと、歩道橋の下の横断歩道は設置できないけども、歩道橋を撤去した後は横断歩道を設置することは可能であるという見解を得ております。したがって、3か所の横断歩道が設置された交差点形態にできることを確認しております。また、横断歩道の変更設置に伴って、交差点の南西側に位置する脇道の市道においては現在、右折、左折が可能でありましたが、交差点内における車両の滞留や事故の危険性が懸念されることから、右折を制限することなどの検討課題も挙がっております。

2点目は、右折レーンの設置及び右折矢印式信号機の設置についてであります。車道の幅員構成の見直しを行いました結果、右折レーンの設置が可能との見解を得ておりますが、右折矢印式信号の設置については、交差点における交通量調査の結果を基に千葉県警察本部と協議を継続してまいります。

今後につきましても、千葉県警察本部と協議を重ねるとともに、地元町会などと協議をいっつつ、本交差点がさらに安全で円滑な通行が可能となりますよう取り組んでまいります。

続きまして、私からの最後、(2) 東習志野7丁目遊技場(パチンコ店)前の歩道及び交差点についてお答えいたします。

令和2年12月定例会において議員からの御指摘や地元町会等からの要望を受けまして、事業者と通学路の安全対策について協議を重ね、事業者において歩道における安全対策を実施することになりました。

実施いたしました具体的な安全対策につきましては、主なものを3点申し上げます。1点目は、車両出入口の歩道部分に緑色の着色を行い、ドライバーへの注意喚起を図っております。2点目といたしまして、右折による入退場の禁止看板を車両出入口へ設置するとともに、

敷地から退場する際に歩行者などへの通過を知らせる回転灯を敷地内に設置しております。3点目といたしまして、歩道への車両の進入を防止するため、車止めを設置しております。以上の開発行為に伴う歩道における安全対策につきましては、本年10月4日に現地において完了したことを確認しております。

そのほか、店舗の開店後の対応となる店舗からの出入口3か所を、児童の登校日には敷地の北西側交差点付近の出入口を閉鎖して出入口を2か所とし、この出入口に交通誘導員を配置する安全対策の実施状況についても注視してまいります。

また、交差点における右折矢印式信号機への変更につきましては、要望の窓口となる習志野警察署へお伝えし、現在、千葉県警察本部におきまして前向きに検討していることを確認しております。いずれにしても今後の取組状況を注視してまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長（小熊隆君） それでは、真船議員からの一般質問、大きな2点目、教育行政について、SDGs教育についてお答えをいたします。

文部科学省より本年6月2日、持続可能な社会のづくり手となることが期待される子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取ることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後さらに充実していくことを目的に、大きく2つの方向性が示されました。

1点目は、学校における環境教育の充実であります。地球環境問題に関する指導を行うに当たり、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsなどの国際的な動き、我が国における循環型社会や自然共生社会の実現を目指す動きなど、国内外の動きにも触れながら学びを深めていくことが重要であるとされております。

2点目は、地域等における環境教育の充実であります。環境教育を活性化していくためには、地域資源を学習教材として積極的に活用し、特色ある教育を展開していくことや、自然体験活動を通して、児童・生徒が環境について学ぶ機会を確保することが求められております。

国より示された方向性における本市の取組といたしましては、各小中学校において環境教育の視点を教科横断的に取り上げた事業の実践、また、クリーンセンターや谷津干潟の施設見学を行い、地域資源を通して循環型社会、自然共生社会の実現性について学習しているところであります。さらに、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家を活用した自然体験を通して、自然の豊かさを実感し、自然環境の保全の必要性を学んでいるところであります。

教育委員会といたしましても、児童・生徒が環境問題に関する理解をより深めていけるよう、学校を支援するとともに、教職員への研修機会を設けてまいります。

以上、私からの1回目の答弁といたします。

◆22番（真船和子君） はい。市長、教育長、御丁寧な御答弁大変にありがとうございます。

議長のお許しをいただきまして、再質問の順番を変えさせていただきます。まず地域問題から質問させていただきたいと思っております。

先ほど、1点目のあたご橋交差点につきましては、なかなか言葉では、せっかく市長、丁寧に答弁いただいたんですが、なかなか地域の方でなければ、ここの複雑さのある交差点を言葉で理解することは非常に難しいというものがございます。本日、質問までに資料が間に合いませんでしたので、ちょっと皆様に御明示できなかったことは申し訳ないなと思っております。しかしながら、私も十年来、ここに携わってきましたけれども、本当に他の地域の議員からも、前進に向けての歩道橋の撤去等の質問も上げていただき、ここの安全対策が進んでいることに関しましては評価をさせていただきたいと思っております。

ただ、今ありますあたご橋、これはもう本当に昔からある橋ですけれども、ここはなかなか撤去することが難しいというふうなお話も聞いてきておりますが、できればスクランブル交差点にさせていただけることが一番の安全な交差点であります。次に向けて、本日はここで再質問はしませんけれども、課題等もまだまだ残っております。その課題整理に向けて、担当部局はしっかり対応していただきたいと思っております。

そして、歩道橋が撤去された後、横断歩道が設置できるというふうになっております。しかしながら、あたご橋の柱、あたご橋を支えています柱が、歩道のところに大きな柱があります。そのために、車が津田沼方向へ左折する際には歩行者が見えにくい形となっていくんじゃないかなと、ちょっと私自身、車で走っていて懸念をしていますので、その点は今後、専門の方々がしっかり考慮して対応していただけるものと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、東習志野7丁目の遊技場についてでございます。

これは先ほど市長からも御答弁賜りましたように、担当部局として、安全対策の街路整備課のほうで確認をしたというふうになっております。しかしながら、私もその後、周辺を確認をいたしました。そうしましたら、やはり街路樹のため視界が悪かったりありましたので、それは要望して、街路樹の剪定をさせていただきました。

もう一点気になりましたのが、歩道と施設の駐輪場が一体化してるような形であります。通学路として、お子様たちがこの自転車にぶつかるんじゃないか、また自転車を傷つけていくんじゃないかという心配をちょっといたしました。10月には、先ほど市長からもありましたけれども、学校側の責任者、そしてPTA関係、町会の方々がこの内覧会に参加しているというふうになっていたので、そこで学校側としては、その安全対策についてはどのように確認をできて指摘をしてきたのか、お伺いしたいと思います。

◎学校教育部長（遠藤良宣君） はい。御質問にお答えをいたします。東習志野7丁目におけます遊技場の完成を受けまして、去る10月14日、事業者による説明会がされたところであります。この説明会には、実花小学校長が地元町会の代表の方とともに参加をしたところでございます。その際、学校長からは、今ほど議員から御紹介のありました、「自転車置場と歩道の上に境がない、仕切りがない。こういうような状況で、敷地内の通り抜けによる事故の危険性があるのではないかと。どのように対策を講じていくのか」と、また「車両出入口付近、こちらの警備員の配置状況はどうなるのか」との質問をし、事業者からは、「自転車や車の出入りについては、営業時間中、車両の出入口付近に警備員を常駐させ、児童が安全に通行できるようにしていく」との回答を得たところであります。

また、学校長からは、「不審者などが現れた場合や、夜のたまり場となることが懸念される。このような対策をどのように行うのか」と質問をさせていただきました。これに対する事業者の回答は、「防犯監視カメラの設置や警察との連携によるパトロールを実施していく」との回答を受けております。

教育委員会といたしましても、11月17日に遊技場付近の通学路を点検させていただいております。車両の出入口付近の、これも今ほど議員からありました樹木の伐採、剪定の状況、これによって、車両から児童の確認ができる状況にあるのかどうか、そして、児童から車の出入り等が確認ができるのか。双方の確認ができるような状況になっていること、このことについては教育委員会として確認をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、定期的に児童への安全指導、これを学校でしっかりと継続して行うこと、そして遊技場の開店後の状況等についてもしっかりと注視をしてみたいと、このように考えてございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。子どもたちに事故が起きてからでは遅いので、どうか、地域でもしっかりと見守り等をやってまいりますけれども、また学校側でもしっかりと安全教育をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど市長からは、こちらの交差点の信号機の変更につきましては、千葉県警察のほうで、この右折矢印式信号に変更することを前向きに検討しているという御答弁をいただきましたので、これは一つの成果だと思っております。ありがたいと思っておりますので、とにかく今まだまだ、八街市の事件もありましたけども、昨日、千葉県議会におきましては、飲酒運転に対する防止の条例が可決されたということをお伺いしました。本市においてもしっかりとそこも、また教育委員会からも、また部局からも警察署のほうにしっかりとお願いしていただきながら、子どもたちの通学、しっかりと守っていただきたいことを要望させていただき、こちらの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、教育行政のほうで、先ほど教育長のほうから御答弁をいただきました。今、気候変動問題等で様々な話題、課題が出ております。私も、改めて自分自身の生活のスタイル、ここを何か一つでも変えていくことで、このSDGsに参加していくことが大切であろうと思いつつ、日々行動しているところでございます。

先ほど教育長からは、授業においてSDGsに関する教育が展開されているという御答弁をいただいておりますが、では、具体的にどのような内容で取り組まれているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（遠藤良宣君） はい。御質問にお答えを申し上げます。私も授業を複数校参観をさせていただく中で、子どもたちがSDGsについて学んでいる姿を目にいたしました。教科といたしましては、国語、公民、歴史などでございます。

その中で具体例を申し上げますと、ある中学校でございしますが、生徒が新聞を家庭から持ってまいりまして、その新聞の中からSDGsに関する記事を自らが切り抜き、そして、その内容について、今年度から貸与させていただいておりますタブレット端末を活用して情報収集を行い、そしてまとめ上げたものを皆の前で発表し、意見交換をするというような状況

を目にしたところでございます。生徒が自発的、能動的に地球課題について学ぶ姿に触れ、市内全ての児童・生徒が社会の担い手となれるよう、教育長答弁にもございましたとおり、学校の支援と教職員の資質向上につながる研修に努めていかなければならないことを強く認識したところでございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。それでは、私も、この習志野市にいて、しっかり教育の現場では、この環境問題に取り組んでいただいているということは認識しております。我が子どもたちもいろいろな体験をさせていただいてきておりますが、改めて伺いたしますが、地域資源として、この谷津干潟とクリーンセンターを通じた学習について、現状と、さらなる充実に向けた方向性について伺いたします。

◎学校教育部長（遠藤良宣君） はい。現在、市内の全小学校の4年生でございまして、谷津干潟自然観察センターとクリーンセンターを見学する体験学習、こちらを行ってございます。

まず、谷津干潟におきましては、生き物の生態や周辺の環境を観察することで、環境保全活動の重要性を自らが認識し、豊かな自然を守り続けることへの主体性を育てております。また、クリーンセンターにおいては、ごみ処理、循環リサイクルが行われる様子を実際に目にするすることで、循環型社会を実現する担い手としての意識を高めております。

このような状況におきまして、教育委員会として今後も市内施設見学を継続するとともに、先ほど申し上げました1人1台のタブレット端末を活用して事前学習や事後の振り返りを行うなど、教職員や子どもたちが身近な自然環境を通して、気候変動問題をはじめとした地球環境問題についてより深く学ぶことができるように、学びの充実のため力を注いでまいりたい、このように考えてございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。これはすばらしい習志野市の財産だと思っております。

続きまして、自然体験学習について伺いさせていただきます。

先ほども言っておりますが、歴史のある習志野市の教育でございます。本市では鹿野山少年自然の家を通しまして、子どもたちが宿泊をして自然体験学習を行っておるということでございますけれども、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日帰りでの学習という形で実施をしておりますが、この宿泊での学習効果、また、この日帰りでの学習効果ですか、自然体験学習についてはどのような見解をお持ちか、伺いさせていただきます。

◎学校教育部長（遠藤良宣君） はい。鹿野山セカンドスクールにおけます学習効果について御答弁申し上げます。

今ほど真船議員のほうからお話があったとおり、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日帰りにおける自然体験学習運営をさせていただいているところでございます。この日帰りでの活動の内容でございますけれども、山中におけるハイキングや火起こし、または竹工作などの各種自然体験活動を通して豊かな心を育む取組を行っております。このようなことから、十分な学習効果は日帰りの中においても行われていると、このように実感しております。

また、御質問にありました、日帰りと、これまで従前取り組んできた宿泊を伴う自然体験学習を比較を申し上げますと、やはり集団生活における協調性を育む時間、この時間に差が生じているということは認識をしてございます。したがって、宿泊を伴う自然体験学習の重要性、これについては、今後しっかりと在り方について検討・検証を含めて進めてまいりたいと考えてございます。

◆22番(真船和子君) はい。ありがとうございます。課題もあるというふうに、今答弁を聞いていて理解をいたしました。今後の方向性については、また機会ある場で質問させていただきたいかなと思います。

今ほど部長から、何点かについて、本市の環境問題に関する教育についてお答えをいただきました。これについては、先ほど来もお話してまいりましたように、私も大変重要な教育に携わっていただいているというふうに認識をしております。そしてまた、GIGAスクール構想においても、積極的に学びを深めていただいているということに関しましても期待をすることでございますが、私が今回この質問をいたしましたのは、今後さらにこの環境問題、気候変動教育ですか、環境教育をさらに充実をさせるということが、文科省、そして環境省のほうから教育委員会に通知が来たということが非常に気になりまして、質問させていただいたところなんですけれども、この教育をさらに充実していくという観点に関しまして、改めて教育長のほうから、今後の展望について見解をお伺いしたいと思います。

◎教育長(小熊隆君) はい。それでは御質問にお答えいたします。今、議員御指摘のとおり、まさにこのSDGs教育については、現状も取り組んではおりますけれども、やはりそれを教育委員会としてもしっかりとリーダーシップを発揮して、さらに充実してまいらなければいけないというふうに強く捉えております。

具体的には、次代を担う児童・生徒が持続可能な社会のづくり手となることが、このSDGs教育の最大の目標であります。地球環境問題をはじめとするSDGsの開発目標を自らの課題として認識できる人材の育成が学校教育で実践され、継続していくことが重要であると捉えております。

持続可能な開発目標が目途としている2030年まで残り9年となった今、学校現場に求められているものは、様々な体験活動、今御指摘がありました自然体験、そして宿泊体験も含めて、様々な体験活動を通して、そこで得られた知識を活用し、様々な問題を自分の価値として捉え、新たな価値を生み出す力を育むことと捉えております。

教育委員会といたしましては、国の通知にもありますように、地域人材の活用を含めた体験活動や地球環境問題に関する教育について、それぞれの学校が次年度の教育課程にしっかりとSDGs教育を明確に掲げて、本市がこれまで取り組んできた活動のさらなる充実を努めてまいります。以上でございます。

◆22番(真船和子君) はい。教育長、大変にありがとうございます。私たちから見ますと、職員の皆様がなぜか今議会からSDGsのバッジを全員つけていらっしゃるという部分でございますけれども、このSDGsを基本として、しっかりと子どもたちの教育、また私たち一人一人がそこに目を向けてやっていかなければいけないということを思いました。

教育長、大変にありがとうございます。期待をするものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、HPVワクチンについて再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど市長のほうからは、積極的勧奨の中止を受けてからは予診票は送っていないが、定期予防接種の対象者である中学1年生にはお知らせをする通知、個別通知をしていただいたと伺いました。これは、他市の状況を見ますと、約3割がしておりません。国の調査でいきますと、厚労省の調査でいきますと、6割の市町村が通知をしてくださっていたということをお伺いしております。そこに本市も入っていたということは大変よかったと思って、感謝いたします。正しい情報をきちっとお伝えすることが重要であるというふうに認識をいたします。

この勧奨中止の間、接種機会を逃した方々、女性が全体で約200万人以上いるというふうにされております。まだまだこの子宮頸がんによって、1万人の方が罹患し、そして約2,800人の方が亡くなるということは続いておりますので、本当に御希望される方は、御自身で決めて、この定期接種、無料で受けられるものを受けていくことが大切なんだと思っておりますけれども、本市では、この中止の間、機会を逃された女性はどのくらいいらっしゃるのか、確認をいたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。ヒトパピローマウイルスワクチンの接種、いわゆる子宮頸がんワクチンの接種でございますけれども、対象者につきましては、小学校6年生から高校1年生相当年齢の方であります。国の積極的勧奨を控えていた平成25年度から本年度までの間におきまして接種機会を逃した方につきましては、本市ではおおむね6,000人となっております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。今6,000人ということでございましたけれども、先ほど市長の御答弁からも、この機会を逃してしまった方々に関しましては、今厚生労働省の専門部会のほうで今後の対応について検討しているということでございますので、国の通知に従って今後対応していただきたいなと思っております。

実は国のほうでは、先ほど言いましたように積極的勧奨の再開に向けての動きについて、準備が整った市町村は、来年4月を待たずに実施することも可能であるというふうに指摘しておりますけれども、本市においてはどのような対応になるのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。本市におきましては、転出入が落ち着きました4月半ばに勧奨通知をしたいと考えております。例年ですと、通知は中学校の1年生としておりますが、来年度に限りましては、積極的な勧奨を控えておりました中学2年生から高校1年生相当年齢の方に対しましても通知をする準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。丁寧に対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、総括質疑でも出ておりましたし、先ほども一議員のほうから同等の質問が出ておりました新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

多くの方が今回の議会でも質問されるという部分で、若干市長の御答弁も重複していただきましたけれども、何点か重複しない範囲での質問をさせていただきたいかなと思っております。

初めに、前回、1回目、2回目のときは、1回目のとき、予約受付する部分で大変だったんですけれども、かかりつけ医で高齢者の方が接種を受けたいという声が非常に多くありました。他市町村ではかかりつけ医でできてということもありまして、本市では、この3回目接種におかれましては、かかりつけ医で接種の予約、または接種ができるのか、確認をさせていただきます。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。3回目のワクチン接種方法等につきましては、公益社団法人習志野市医師会と協議をしております。その中で、基礎疾患などの治療で定期的に通院している方につきましては、まず、定期受診のときにワクチン接種ができるか医師に確認をしていただくこととなります。

なお、医療機関への電話での問合せにつきましては、診療に支障が出る場合があることから控えていただくことを申合せしたところでございます。市民の皆様には周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。このかかりつけ医でできるということは、高齢者の皆様にとっても非常に安心を与えるものと思いますので、どうか無事故でやっていただきたいかなと思います。周知も丁寧にしていただきたいと思います。

次に、先ほども、ちょっと重なっちゃうかな。1回目、2回目がまだ接種が終わっていない方、この方と、それから8か月を過ぎて3回目を接種する人の予約の受付、同じシステムを利用されるのか、それとも、この1回目、2回目と3回目が混同、混乱しないのか。その点について確認をさせていただきます。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。3回目の接種に当たりまして、予約が1回目、2回目の方との混同しないような、そんなような形のシステム改修について今進めてるところでございます。

具体的に申し上げますと、3回目の接種を予約する際には、1回目、2回目の予約の方とは別に、3回目専用のメニューから予約を開始するというような仕組みを考えております。また、2回目の接種後から8か月を経過しなければ接種ができないというような仕組みというふうな形で今進めております。市民の方が予約するに当たりまして、混乱のないよう分かりやすく、間違いなく予約できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。先ほど来も話が出てましたけれども、今、国の総理の所信表明演説の中には、この接種を8か月ではなくて6か月に早めるというようなお話も出ております。そして、我が党の代表も、このオミクロン株に対して対応していくためには早めの接種が必要であるという見解も述べております。今、8か月で準備を進めていて大変だと思うんですけれども、この6か月に前倒しになったときの場合の予約方法、これについてももしっかり対応ができるようにシステムの改修に取り組んでいただきたいと思います。こちらにつきましては、今8か月で一生懸命やっているところを6か月というのは、まだ結論づけたわけではありませんので、これは、そこも頭に入れながらシステム改修に取り組んでいただくことを要望させていただきます。

次に、先ほども話が出ました交互相種でございますけれども、これはちょっと大臣のお言葉がそのままちょっと、会場で選べるというような認識がありまして、非常に全自治体が、国の全ての自治体が混乱を招きました。私もすぐ、うちの厚労部会を担当している参議院議員に連絡を入れ、地方自治体は今大変な状況であるということを述べさせていただきまして、混乱がない対応をやっていただきたいということは国のほうに要望させていただきました。

そこで、私たちが選べるか、選べないかということもありますけれども、クリニックによって、この2つのワクチンを管理をして接種するというとも言われておりますが、医師会との協議はどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。今ほど議員からもございましたように、3回目の接種につきまして、ファイザー社製ワクチンとモデルナ社製のワクチンの交互相種が可能となりましたが、このことに関しまして担当大臣が、ワクチンを選択できるというような、そのようなことを示されたんですけども、このワクチンの接種、選択することにつきましては、現状におきましては国から正式な通知等は受けてないところであります。

また、クリニックでの2種類のワクチンを取り扱えることについて、こちら、医師会との協議につきましてお答え申し上げます。

国は今回の3回目の接種に関しまして、基本的な考え方として、1つの接種会場、医療機関で複数種類の新型コロナワクチンを取り扱うことを可能といたしました。2種類のワクチンを使用が可能となることによりまして、課題といたしまして、希望するワクチンに偏りが出ることと、あと、同一の接種会場で異なるワクチンを混合しないように体制を整える必要があるということ等がございます。これらを踏まえ、現在医師会と実施方法等について協議を進めているところでございます。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。よろしくお願いいたします。

続きましては、先ほども、やっぱり重複しますね。申し訳ないです。5歳から11歳のお子様のワクチン接種についてでありますけれども、国のほうからは、県には2月から接種開始となる可能性があるというふうに通知を、2月から接種できるように体制準備を進めるようにというふうに県に通知が出されておりますけれども、本市は県とどのような協議、また医師会との協議が進んでいるのかどうか。そして対象者がどのくらいいるのか、見込みを取っているのか、確認をさせていただきます。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。5歳から11歳ワクチンでございますけれども、まず対象者でございますが、令和3年9月末現在の住民基本台帳におきまして、5歳から11歳の方の対象者は1万909人です。現在、明確なスケジュール、こちらについては示されておられませんけれども、接種が実施されることとなったときに備えまして、医師会とは接種体制については協議を進めているところでございます。また今後、国からの通知等を注視し、接種体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。5歳から11歳というお子様のワクチンになりまして、実は、11歳のお子様が2回目接種するときには12歳になっている可能性もあります。ですので、このワクチンの取扱いということは大変重要になるのかなと思います。12歳でありますと私たちと同じ、ワクチンを接種している量が多いという部

分があります。3週間後にそういう形が変わってくるということでありまして、これは本当に医師会の皆様も大変だなというふうに感じております。どうか事故のないように、しっかりその体制は整えていただきたいと要望させていただきます。

もう一点、確認をさせていただきたいのは、接種証明書であります。今、国が若干デジタルによってということを進めておりますけれども、本市の接種証明の導入についてお伺いさせていただきます。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。接種証明書ですけども、新型コロナワクチンの接種記録と接種者に関する事項を記載したというものでございますが、海外渡航先への入国のときに、相手方が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明するものというものでございます。本市におきましては、予防接種法に基づく法定受託事務の一つとして、本年の7月26日から郵送にて申請書類を提出いただき交付をしております。

今後、国では接種証明書のデジタル化について、年内を目途に実現できるようにということで検討を進めておりますけれども、このデジタル化を含め、国内での接種証明書の活用につきましては、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。情報をしっかり出してあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど質問をされていた議員の中で、このワクチンの副反応への対応ということで質問が出ておりました。私も習志野市のホームページを確認をいたしましたけれども、やはりちょっと寂しいものがあるかなと思っておりますが、もし私が見たところがあれかもしれないんですが、他市を見ますと、厚労省が出している接種後の副反応への対応方法であったり、詳細に状況が載っておりますので、副反応に対してやはり心配をする方々もいらっしゃると思いますので、他市のホームページ等を見ますと、すごく丁寧に詳細が載っております。そういう意味からも、もう少し分かりやすくしてあげることが大切かなと思いたしましたので、確認をしていただきたいと思いますかなと思います。

平塚市の部分でいきますと、これはホームページですけども、やはりこういうものがしっかり分かりやすく、副反応の対応方法とかがしっかり載っております。これはもう厚労省のものなんですけれども、こういうものが一目瞭然で見分かるような、そういう形にしてあげていただきたいと思いますので、こちらも要望とさせていただきます。

本日、これで最後となりますけれども、最後に1点、全体的な部分で要望させていただきます。

本当に保健福祉部の皆様は、昨年から本年にかけて多大な御尽力をいただいております。そして、職員の皆様は、残業、残業が重なり、そしてまた休暇もなかなか取れないという状況で尽力していただいたことに改めて感謝申し上げますとともに、敬意を表したいと思っております。私は、この方々の体、健康を一番心配いたします。これからまた続きますオミクロン株もあり、接種体制も行わなければいけない。どうか休暇が取れるように、そして健康被害が出ないように、しっかり職員の体制をもう一度改めて見直しをして、十分休暇

が取れるような体制に整えてあげていただきたいことを要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。